

# 渋川市消防団火災出場計画

令和2年4月1日



## 順次指令の発信電話番号（渋川広域消防本部）



027-384-4010

※分団長以上の団員に配信されます。

※たかさき消防共同指令センターから発信されます。

## 火災発生連絡メール



配信アドレス takasaki-119-center@sg-m.jp

※部長以上の団員に配信されます。

## 防災行政無線電話応答システム



0279-22-1122

※防災行政無線の放送内容と同様のものが確認できます。

## 渋川ほっとマップメール



<https://service.sugumail.com/shibukawa/member/>

※パソコン専用



<https://service.sugumail.com./shibukawa/>

※携帯電話専用



※H27.4.1より関越自動車道での火災出場はありません。

# 火災出場概要

区分	出場概要	
第1出場 ※通常火災出場	順次指令 (電話連絡)	<ul style="list-style-type: none"> <li>方面隊長、副方面隊長(該当地区)、各分団長・副分団長・部長、消防担当の携帯電話に連絡 (順次指令に対応できなかった場合は、折り返し確認はせず、消防職団員メール(地図付きメール)で火災等の発生場所をご確認ください)</li> </ul>
	火災出場指令メール等	<ul style="list-style-type: none"> <li>正副団長、正副方面隊長、各分団部長以上、消防担当、消防主任の登録済みのメールアドレスに、火災出場連絡が配信される。 (出場のない正副方面隊長、団員等にも配信される。)</li> <li>ほっとマップメール(登録者のみ)配信</li> </ul>
	出場対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>団長、副団長 → 出場なし</li> <li>方面隊長、副方面隊長(該当地区) → 出場</li> <li>4個分団(火災場所により決められた分団) → 出場</li> <li>消防担当 → 出場</li> </ul>
	現場指揮	方面隊長
第2出場 ※建物火災、林野火災など延焼拡大が予想される場合や、大規模な火災の場合に発令される。 決められた分団等が現場に集合し、原則待機する。	順次指令 (電話連絡)	<ul style="list-style-type: none"> <li>正副団長の携帯電話に2回目の連絡が入る。</li> <li>応援分団、消防主任の携帯電話に連絡が入る。</li> </ul>
	火災出場指令メール等	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線放送(該当地区のみ)</li> <li>正副団長、正副方面隊長、各分団部長以上、消防担当、消防主任の登録済みのメールアドレスに、火災出場連絡が配信される。 (出場のない正副方面隊長、団員等にも配信される。)</li> <li>ほっとマップメール(登録者のみ)配信</li> </ul>
	出場対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>団長、副団長…出場</li> <li>4個分団(火災場所により決められた応援分団)…出場</li> <li>消防主任…出場</li> </ul>
	現場指揮	団長または副団長

※平成27年4月1日から、関越自動車道の火災については消防団にメール配信はされません。

部長以上は、「火災出場指令メール」を受信できるように、携帯電話を設定してください。

【配信アドレス】

**takasaki-119-center@sg-m.jp**

# 災害出場時(火災等)の留意事項及びサイレン吹鳴等

## (1) 災害出場時の留意事項

項目	留意事項
人員	① 各分団最低3人以上を原則とするが2人でも、消防ポンプ自動車出場できる。 ・ 1人の場合は、消防ポンプ自動車出場してはならない。 ・ 消防ポンプ自動車には、常時2人以上が乗車していること。 ・ 現地での活動は、団員が3人以上で活動しなければならない。
	② 分団員は詰所に集合し、消防ポンプ自動車出場する。 ・ やむなく自家用車で現場に向かう場合、極力乗り合わせとする。 ・ 自家用車で向かう場合、消防車両の通行及び活動の妨げにならないよう、災害発生場所から離れた場所へ駐車する。
	③ 消防ポンプ自動車の運転は、消防学校または渋川市消防団主催の機関員講習を受講した者とし、分団内で指定する。 準中型自動車運転免許を取得していない団員は、消防ポンプ自動車を運転してはならない。
服装	① ヘルメット、防火衣、網靴、皮手袋を必ず着用する。 ・ 活動服を着用する。(活動服はできる限り着用。サンダルや運動靴で出場しないこと。)
走行時	① 交通法規を遵守する。
	② サイレン、警鐘を使用する。 ・ 一般的なサイレンを吹鳴する。「ウーウー」音
	③ 赤信号の交差点進入時は、必ず一時停止し、安全確認を行う。
	④ すべての座席で、シートベルトを着用する。
	⑤ 乗車定員以上は車両に乗らない。後部ステップへの乗車は禁止する。(道路交通法違反)
その他	① 方面隊を越える出場は、災害発生地域の方面隊長の指揮に従う。
	② 飲酒時は、出場してはならない。 ・ 消火作業中の負傷等の原因になる。 ・ 飲酒時の負傷等は、公務災害適用外とされる。
	③ 災害現場での喫煙は原則禁止とする。 ・ 途中休憩の指示があった場合のみ、指定場所で喫煙すること。
	④ 消火後の残水処理は、道路以外の場所で行う。(凍結防止) ※p12参照
	⑤ 冬期(12~3月)は、消防ポンプ自動車に塩化カルシウムを、1~2袋搭載すること。
	⑥ 負傷等が発生した場合は、直ちに危機管理室消防係に連絡すること。
参考	編上靴、長靴の運用方法について ・ 編上靴 → 火災出場、水防出場時、訓練、行事、山林火災及び捜索等 ・ 長靴 → 原則使用しない。

## (2) 消防ポンプ自動車のサイレン吹鳴等

次のとおり取り扱い、交通法規を遵守し、危険な走行などは決して行わないこと。

項目	留意事項
サイレン吹鳴 赤色回転灯 赤色灯 前照灯	① 火災出場、水防活動等のため緊急走行が必要なとき。 ・ 火災出場中に、鎮火報を受けた場合は、サイレン吹鳴を停止し、通常走行で現場に向かうこと。「赤色回転灯」「赤色灯」「前照灯」は点灯していてもかまわない。
	② 帰庫の際、鎮火報の鐘を鳴らしてもかまわないが、夜間状況に配慮する。
赤色回転灯 赤色灯 前照灯	以下の場合とし、すべて通常走行とする。
	① 災害時…緊急走行の必要がない場合 ② 警備活動、捜査活動時…歳末警戒を含む
※上記全部または一部を使用し てよい。	③ 管内調査時…管内の消火栓の調査のため必要がある場合 ④ その他…出初式等、あらかじめ消防団長から指示があった場合

### ※注意事項

緊急自動車は、「公安委員会の指定を受けた車両で、緊急の用務のため運転中のものをいい、運転中には、サイレンを鳴らし、赤色の警光灯をつけなければならない。」とされている。サイレン吹鳴を停止した場合は、赤色灯をつけていても道路交通法の緊急自動車特例は受けられない。

# 第1方面隊（渋川）

No.	災害発生区域			出場区分・順次指令													
	地区	町名	町名内区域	受持分団	第1出場			第2出場									
					出場分団	出場	指令	出場分団	出場	指令							
1	渋川	渋川	大崎 下郷 新町 下ノ町 南町 長塚町 中ノ町 辰巳町	第1分団	団本部	-	☎	☒	団本部	○	☎	☒					
					第1方面本部	○	☎	☒	-	-	-	-					
					第1分団	○	☎	☒	第4分団	○	☎	☒					
					第2分団	○	☎	☒	第6分団	○	☎	☒					
					第3分団	○	☎	☒	第7分団	○	☎	☒					
					第12分団	○	☎	☒	第8分団	○	☎	☒					
					消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)	○	☎	☒					
					消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-	-	-	-					
					2	渋川	渋川	東町 本町 寄居町 坂下町 並木町	第2分団	団本部	-	☎	☒	団本部	○	☎	☒
										第1方面隊本部	○	☎	☒	-	-	-	-
第1分団	○	☎	☒	第6分団						○	☎	☒					
第2分団	○	☎	☒	第7分団						○	☎	☒					
第3分団	○	☎	☒	第8分団						○	☎	☒					
第4分団	○	☎	☒	第12分団						○	☎	☒					
消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)						○	☎	☒					
消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-						-	-	-					
3	渋川	渋川	上ノ町 川原町 裏宿 元町 入沢 上郷 藤ノ木	第3分団						団本部	-	☎	☒	団本部	○	☎	☒
										第1方面本部	○	☎	☒	-	-	-	-
					第1分団	○	☎	☒	第4分団	○	☎	☒					
					第2分団	○	☎	☒	第6分団	○	☎	☒					
					第3分団	○	☎	☒	第7分団	○	☎	☒					
					第12分団	○	☎	☒	第11分団	○	☎	☒					
					消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)	○	☎	☒					
					消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-	-	-	-					
					4	渋川	渋川	御蔭 明保野	第11分団	団本部	-	☎	☒	団本部	○	☎	☒
										第1方面本部	○	☎	☒	-	-	-	-
第3分団	○	☎	☒	第1分団						○	☎	☒					
第4分団	○	☎	☒	第5分団						○	☎	☒					
第10分団	○	☎	☒	第6分団						○	☎	☒					
第11分団	○	☎	☒	第12分団						○	☎	☒					
消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)						○	☎	☒					
消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-						-	-	-					
5	渋川	阿久津	全域	第4分団						団本部	-	☎	☒	団本部	○	☎	☒
										第1方面隊本部	○	☎	☒	-	-	-	-
					第1分団	○	☎	☒	第5分団	○	☎	☒					
					第2分団	○	☎	☒	第6分団	○	☎	☒					
					第3分団	○	☎	☒	第11分団	○	☎	☒					
					第4分団	○	☎	☒	第12分団	○	☎	☒					
					消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)	○	☎	☒					
					消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-	-	-	-					
					6	渋川	金井	金井 (軽浜・大野を除く)	第4分団	団本部	-	☎	☒	団本部	○	☎	☒
										第1方面隊本部	○	☎	☒	-	-	-	-
第3分団	○	☎	☒	第1分団						○	☎	☒					
第4分団	○	☎	☒	第6分団						○	☎	☒					
第5分団	○	☎	☒	第9分団						○	☎	☒					
第10分団	○	☎	☒	第12分団						○	☎	☒					
第11分団	○	☎	☒	-						-	-	-					
消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)						○	☎	☒					
消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-						-	-	-					
7	渋川	南牧	全域	第4分団						団本部	-	☎	☒	団本部	○	☎	☒
					第1方面隊本部	○	☎	☒	-	-	-	-					
					第3分団	○	☎	☒	第1分団	○	☎	☒					
					第4分団	○	☎	☒	第2分団	○	☎	☒					
					第5分団	○	☎	☒	第10分団	○	☎	☒					
					第9分団	○	☎	☒	第11分団	○	☎	☒					
					消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)	○	☎	☒					
					消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-	-	-	-					
					8	渋川	川島	全域	第5分団	団本部	-	☎	☒	団本部	○	☎	☒
										第1方面隊本部	○	☎	☒	-	-	-	-
第4分団	○	☎	☒	第1分団						○	☎	☒					
第5分団	○	☎	☒	第2分団						○	☎	☒					
第9分団	○	☎	☒	第3分団						○	☎	☒					
第10分団	○	☎	☒	第11分団						○	☎	☒					
消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)						○	☎	☒					
消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-						-	-	-					





### 第3方面隊 (小野上・子持)

No.	災害発生区域				出場区分・順次指令							
	地区	町名	町名内区域	受持分団	第1出場			第2出場				
					出場分団	出場	指令	出場分団	出場	指令		
19	小野上	小野子	全域	第17分団	団本部	-	☎	☒	団本部	○	☎	☒
					第3方面本部	○	☎	☒	-	-	-	-
					第17分団	○	☎	☒	第4分団	○	☎	☒
					第18分団	○	☎	☒	第5分団	○	☎	☒
					第21分団	○	☎	☒	第9分団	○	☎	☒
					第22分団	○	☎	☒	第23分団	○	☎	☒
					消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)	○	☎	☒
					消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-	-	-	-
					20	小野上	村上	全域	第18分団	団本部	-	☎
第3方面本部	○	☎	☒	-						-	-	-
第17分団	○	☎	☒	第4分団						○	☎	☒
第18分団	○	☎	☒	第5分団						○	☎	☒
第21分団	○	☎	☒	第9分団						○	☎	☒
第22分団	○	☎	☒	第23分団						○	☎	☒
消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)						○	☎	☒
消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-						-	-	-
21	子持	上白井	全域	第24分団						団本部	-	☎
					第3方面本部	○	☎	☒	-	-	-	-
					第21分団	○	☎	☒	第1分団	○	☎	☒
					第22分団	○	☎	☒	第2分団	○	☎	☒
					第23分団	○	☎	☒	第17分団	○	☎	☒
					第24分団	○	☎	☒	第29分団	○	☎	☒
					消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)	○	☎	☒
					消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-	-	-	-
22	子持	中郷	全域	第23分団	団本部	-	☎	☒	団本部	○	☎	☒
					第3方面隊本部	○	☎	☒	-	-	-	-
					第21分団	○	☎	☒	第1分団	○	☎	☒
					第22分団	○	☎	☒	第2分団	○	☎	☒
					第23分団	○	☎	☒	第17分団	○	☎	☒
					第24分団	○	☎	☒	第29分団	○	☎	☒
					消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)	○	☎	☒
					消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-	-	-	-
23	子持	横堀	全域	第21分団	団本部	-	☎	☒	団本部	○	☎	☒
					第3方面隊本部	○	☎	☒	-	-	-	-
					第21分団	○	☎	☒	第1分団	○	☎	☒
					第22分団	○	☎	☒	第2分団	○	☎	☒
					第23分団	○	☎	☒	第17分団	○	☎	☒
					第24分団	○	☎	☒	第29分団	○	☎	☒
					消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)	○	☎	☒
					消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-	-	-	-
24	子持	北牧	全域	第21分団	団本部	-	☎	☒	団本部	○	☎	☒
					第3方面隊本部	○	☎	☒	-	-	-	-
					第21分団	○	☎	☒	第1分団	○	☎	☒
					第22分団	○	☎	☒	第2分団	○	☎	☒
					第23分団	○	☎	☒	第17分団	○	☎	☒
					第24分団	○	☎	☒	第29分団	○	☎	☒
					消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)	○	☎	☒
					消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-	-	-	-
25	子持	吹屋	全域	第22分団	団本部	-	☎	☒	団本部	○	☎	☒
					第3方面隊本部	○	☎	☒	-	-	-	-
					第21分団	○	☎	☒	第1分団	○	☎	☒
					第22分団	○	☎	☒	第2分団	○	☎	☒
					第23分団	○	☎	☒	第17分団	○	☎	☒
					第24分団	○	☎	☒	第29分団	○	☎	☒
					消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)	○	☎	☒
					消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-	-	-	-
26	子持	白井	全域	第22分団	団本部	-	☎	☒	団本部	○	☎	☒
					第3方面隊本部	○	☎	☒	-	-	-	-
					第21分団	○	☎	☒	第1分団	○	☎	☒
					第22分団	○	☎	☒	第2分団	○	☎	☒
					第23分団	○	☎	☒	第17分団	○	☎	☒
					第24分団	○	☎	☒	第29分団	○	☎	☒
					消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)	○	☎	☒
					消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-	-	-	-









No.	災害発生区域				出場区分・順次指令							
	地区	町名	町名内区域	受持分団	第1出場			第2出場				
					出場分団	出場	指令	出場分団	出場	指令		
48	北橋	下南室	全域	第31分団	団本部	-	☎	☒	団本部	○	☎	☒
					第4方面隊本部	○	☎	☒	-	-	-	-
					第25分団	○	☎	☒	第2分団	○	☎	☒
					第30分団	○	☎	☒	第8分団	○	☎	☒
					第31分団	○	☎	☒	第27分団	○	☎	☒
					第32分団	○	☎	☒	第29分団	○	☎	☒
					消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)	○	☎	☒
					消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-	-	-	-
					49	北橋	上南室	全域	第31分団	団本部	-	☎
第4方面隊本部	○	☎	☒	-						-	-	-
第25分団	○	☎	☒	第2分団						○	☎	☒
第30分団	○	☎	☒	第8分団						○	☎	☒
第31分団	○	☎	☒	第27分団						○	☎	☒
第32分団	○	☎	☒	第29分団						○	☎	☒
消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)						○	☎	☒
消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-						-	-	-
50	北橋	下箱田	全域	第30分団						団本部	-	☎
					第4方面隊本部	○	☎	☒	-	-	-	-
					第25分団	○	☎	☒	第2分団	○	☎	☒
					第30分団	○	☎	☒	第8分団	○	☎	☒
					第31分団	○	☎	☒	第27分団	○	☎	☒
					第32分団	○	☎	☒	第29分団	○	☎	☒
					消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)	○	☎	☒
					消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-	-	-	-
					51	北橋	箱田	全域	第30分団	団本部	-	☎
第4方面隊本部	○	☎	☒	-						-	-	-
第25分団	○	☎	☒	第2分団						○	☎	☒
第30分団	○	☎	☒	第8分団						○	☎	☒
第31分団	○	☎	☒	第27分団						○	☎	☒
第32分団	○	☎	☒	第29分団						○	☎	☒
消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)						○	☎	☒
消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-						-	-	-
52	北橋	上箱田	全域	第31分団						団本部	-	☎
					第4方面隊本部	○	☎	☒	-	-	-	-
					第25分団	○	☎	☒	第2分団	○	☎	☒
					第30分団	○	☎	☒	第8分団	○	☎	☒
					第31分団	○	☎	☒	第27分団	○	☎	☒
					第32分団	○	☎	☒	第29分団	○	☎	☒
					消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)	○	☎	☒
					消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-	-	-	-
					53	北橋	真壁	全域	第30分団	団本部	-	☎
第4方面隊本部	○	☎	☒	-						-	-	-
第25分団	○	☎	☒	第2分団						○	☎	☒
第30分団	○	☎	☒	第8分団						○	☎	☒
第31分団	○	☎	☒	第27分団						○	☎	☒
第32分団	○	☎	☒	第29分団						○	☎	☒
消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)						○	☎	☒
消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-						-	-	-
54	北橋	赤城山	全域	第31分団						団本部	-	☎
					第4方面隊本部	○	☎	☒	-	-	-	-
					第25分団	○	☎	☒	第2分団	○	☎	☒
					第30分団	○	☎	☒	第8分団	○	☎	☒
					第31分団	○	☎	☒	第27分団	○	☎	☒
					第32分団	○	☎	☒	第29分団	○	☎	☒
					消防係長(消防主任)	-	☎	☒	消防係長(消防主任)	○	☎	☒
					消防係(方面隊担当)	○	☎	☒	-	-	-	-

### 応援出場（渋川市→吉岡町・榛東村）

No.	災害発生区域			出場区分・順次指令					
	市町村名	町名内区域	受持分団	第1出場			第2出場		
				出場分団	出場	指令	出場分団	出場	指令
1	吉岡町	小倉 (境界付近)	吉岡町 第1分団	-	-	-	第1方面隊本部	○	☎
				-	-	-	第7分団	○	☎
				-	-	-	第1方面隊担当	○	☎
2	吉岡町	上野田 (境界付近)	吉岡町 第1分団	-	-	-	第2方面隊本部	○	☎
				-	-	-	第16分団	○	☎
				-	-	-	第2方面隊担当	○	☎
3	吉岡町	漆原 (境界付近)	吉岡町 第2分団	-	-	-	第1方面隊本部	○	☎
				-	-	-	第7分団	○	☎
				-	-	-	第8分団	○	☎
4	吉岡町	下野田 (境界付近)	吉岡町 第5分団	-	-	-	第1方面隊本部	○	☎
				-	-	-	第7分団	○	☎
				-	-	-	第1方面隊担当	○	☎
5	榛東村	上野原 (境界付近)	榛東村 第3分団	-	-	-	第2方面隊本部	○	☎
				-	-	-	第13分団	○	☎
				-	-	-	第2方面隊担当	○	☎
6	榛東村	自衛隊 相馬原演習場	榛東村 第4分団	-	-	-	第2方面隊本部	○	☎
				-	-	-	第16分団	○	☎
				-	-	-	第2方面隊担当	○	☎

※出場時は、吉岡町・榛東村の各消防団長の指揮下に入り行動すること。

### 応援出場（吉岡町・榛東村→渋川市）

No.	災害発生区域				出場区分・順次指令					
	地区	町名	町名内区域	受持分団	第1出場			第2出場		
					出場分団	出場	指令	出場分団	出場	指令
1	渋川	有馬	有馬 (境界付近)	渋川市 第7分団	-	-	-	吉岡町第1分団	○	☎
2	渋川	八木原	八木原 (境界付近)	渋川市 第7分団	-	-	-	吉岡町第1分団	○	☎
3	渋川	半田	半田 (境界付近)	渋川市 第8分団	-	-	-	吉岡町第2分団	○	☎
4	伊香保	伊香保	伊香保 (境界付近)	渋川市 第13分団	-	-	-	榛東村第3分団	○	☎
5	伊香保	水沢	水沢 (境界付近)	渋川市 第16分団	-	-	-	吉岡町第1分団	○	☎
					-	-	-	榛東村第2分団	○	☎